

わたしたち加入者のための インセンティブ制度

平成30年度から導入された、**加入者の皆様の取組みを2年後の健康保険料率に反映させる仕組み**です。
47都道府県支部を順位付けし、**上位15支部**に入ると**報奨金の付与による健康保険料率の引き下げ**を受けることができます。

・上位15支部に入れないと健康保険料率が上昇する要因のひとつとなります。

令和5年度実績	支部の拠出額 (A)	報奨金 (B)	負担額 (A-B)
総合評価1位支部	8,800万円	14億4,100万円	▲13億5,300万円
山梨支部 (全国16位)	6,200万円	0円	6,200万円



詳細は
こちらから

※ 令和7年度予算ベース (端数は省略)

健康保険料率の引き下げを実現するためにわたしたち **加入者** ができる **5つ** のこと

1 健診を毎年受診する

- ① 生活習慣病予防健診（被保険者様用）または特定健康診査（被扶養者様用）を受診する。
- ② 事業者健診の結果（40歳以上）を協会けんぽに提供する。

2 保健指導を利用する (対象者のみ)

健診結果で保健指導が必要と認められた場合は、保健指導を利用することで、保健師・管理栄養士と一緒に健診結果の改善を目指し、ご自身で継続的な生活習慣の改善に取り組む。

3 健診結果等を参考に 生活スタイルを見直す (食事改善・適度な運動等)

保健指導の対象とならないために、食事に注意したり、適度な運動を心掛ける等、より健康を意識した生活スタイルを目指す。

4 健診結果で要治療または 要再検査となったら早急 に医療機関を受診する

要治療または要再検査となった場合、早急に医療機関を受診し、かつ必要な治療を受ける。早期発見・早期治療によって、症状の重症化（悪化）を未然に防ぐ。

5 お薬の処方を受けるときは ジェネリック医薬品を選択 する

ジェネリック医薬品を利用してお薬代の節約に努める。新薬（先発医薬品）に比べ3割～5割程度、お薬によってはさらに安くなるケースもあります。

ジェネリック医薬品解説用の動画も用意しています。あわせて
ご参照ください。



～山梨支部加入者様の状況は裏面をご参照ください～